

青森県報

号外第百十四号

平成十五年
十二月十九日
(金曜日)

目 次

規 則

- 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する
条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の
一部を改正する規則……………(人事課) ……一
- 青森県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税務課) ……一
- 青森県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(団体経営課) ……二
- 青森県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部
を改正する規則……………(農村整備課) ……二
- 告 示
- 青森県林業改善資金貸付基準の廃止……………(団体経営課) ……二

規 則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八十一号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則(平成十二年三月青森県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十四条第六号」を「第二十五条第六号」に改め、同条第一号中「第二十四条第二号」を「第二十五条第二号」に改め、同条第二号中「第二十四条第三号」を「第二十五条第三号」に改める。

第三条中「第二十五条」を「第二十六条」に改める。

附 則

この規則は、青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成十五年十二月青森県条例第七十四号)の施行の日から施行する。

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八十二号

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第十一号中「県民税利子割」の下に「県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割」を加える。

「 県民税利子割

「 様式目次中 第十二号様式……………ゴルフ場利用税更正(決定)書 を 第十二号様式

「 県民税利子割
県民税配当割

式……………県民税株式等譲渡所得割更正(決定)書 に改める。

ゴルフ場利用税

軽油引取税

附 則

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

青森県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八十三号

青森県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県林業改善資金貸付規則（昭和五十一年十一月青森県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則

第一条及び第二条を次のように改める。

（貸付け）

第一条 県は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号。以下「法」といふ。）（林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和五十一年政令第百三十一号。以下「政令」といふ。）及び林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成十五年農林水産省令第五十五号）の定めるところによるほか、この規則の定めるところにより、林業従事者、木材産業に属する事業を営む者（政令第一条第一項に規定する者に限る。）（これらの者の組織する団体及び政令第一条第二項に規定する者（以下「林業従事者等」といふ。））に対して林業・木材産業改善資金を貸し付ける。

（貸付金の内容、限度額、償還期間等）

第二条 県の貸し付ける林業・木材産業改善資金（以下「貸付金」といふ。）は、法第二条第一項に規定する林業・木材産業改善措置（以下「林業・木材産業改善措置」といふ。）を実施するのに必要な次に掲げる資金とする。

一 施設の改良、造成又は取得に必要な資金

二 造林に必要な資金

三 立木の取得に必要な資金

四 立木を伐採し、又は木材の搬出を行うのに必要な資金

五 森林について賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金

六 林業機械、林産物の加工に用いられる機械その他の林業経営又は木材産業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金

七 森林の施業又は立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対する委託料を支払うのに必要な資金

八 能率的な林業又は木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金

九 林業経営又は木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるのに必要な資金

十 林業経営若しくは木材産業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金

十一 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金

十二 前各号に掲げるもののほか、経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用（林業・木材産業改善措置の実施に係る初度的な経費に限る。）に充てるのに必要な資金

十三 貸付金の一林業従事者等ごとの限度額は、個人にあつては千五百万円、会社にあつては三千万円、会社以外の団体にあつては五千万円（木材産業に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合にあつては、それぞれ一億円）とする。ただし、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図るために特に必要があるとき、知事が別に定める額とする。

3 貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、十年以内（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法

施行令（昭和五十四年政令第二百五号）第七条第一項に規定する資金を借り入れる場合にあつては十二年以内、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第五条第一項の認定を受けた事業主が当該認定に係る計画に従つて同項の改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成八年政令第百五十三号）第三条第一項に規定する資金を借り入れる場合にあつては十五年以内」とする。

4 貸付金の据置期間は、三年以内とする。

第三条を削る。

第四条第一項を次のように改める。

貸付金の貸付けを受ける資格を有するものは、次に掲げる林業従事者等とする。

- 一 林業従事者たる個人
- 二 木材産業に属する事業を営む者（資本の額若しくは出資の総額が千円以下の会社又は常時使用する従業者の数が百人（木材製造業を営む者にあつては、三百人）以下の会社若しくは個人に限る。）
- 三 前二号に掲げる者の組織する団体

四 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの（会社にあつては、資本の額若しくは出資の総額が千円以下のもの又は常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。）

第四条第二項中「前項に規定する者」を「前項第三号に規定するもの」に改め、同項第一号中「林業生産又は林業技術」を「林業又は木材産業の経営、林産物の生産又は販売の方式」に改め、「共同して」の下に「又は集团的に」を加え、「（林業経営開始資金にあつては、実体的活動を近い将来において行うことが確実であると認められるものを含む。）」を削り、同項第三号を削り、同条を第三条とする。

第五条第一項中「者（一）」を「もの（一）」に改め、同条第二項中「第十七条」を「第十六条」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「者（一）」を「もの（一）」に改め、同条を第五条とする。

第七条中「者」を「もの」に、「知事が別に定める事業計画書（以下「事業計画書」を「法第七条第一項に規定する林業・木材産業改善措置に関する計画を記載した書面（以下「改善計画書」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条中「者（一）」を「もの（一）」に、「取消す」を「取り消す」に改め、同条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第十一条中「事業計画書」を「改善計画書」に改め、同条を第十条とする。

第十二条第一項中「（団地間伐促進資金、複層林転換促進資金、地域技術導入資金及び新林業部門導入資金にあつては九箇月以内、福利厚生施設資金及び林業経営開始資金にあつては六箇月以内）」を削り、同条第二項中「二十日」を「三十日」に改め、同条を第十一条とし、第十三条から第十五条までを一条ずつ繰り上げる。

第十六条中「一」を「いずれかに」に、「第十四条」を「第十三条」に改め、同条第四号中「第十三条」を「第十二条」に改め、同条を第十五条とし、第十七条を第十六条とする。

第十八条中「の一」を「のいずれかに」に、「第十四条」を「第十三条」に改め、同条第一号及び第二号中「（その者）」を「（そのもの）」に改め、同条を第十七条とし、第十九条を第十八条とし、第二十条を第十九条とする。

第二十一条中「事業計画書」を「改善計画書」に、「第十三条」を「第十二条」に改め、同条を第二十条とし、第二十二条を第二十一条とする。

第一号様式中「第7条関係」を「第6条関係」に、「林業改善資金貸付申請書」を「林業・木材産業改善資金貸付申請書」に、「林業改善資金（資金）」を「林業・木材産業改善資金」に、「青森県林業改善資金貸付規則第7条」を「青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第6条」に

資金の種類	償還期間 年	据置期間 年	資金交付希望日 月 日	貸付けの対象となる事業		
				事業量	事業費 千円	申請額 千円

償還期間 年	据置期間 年	資金交付希望日 月 日	貸付けの対象となる事業		
			事業量	事業費 千円	申請額 千円

に改める。
第二号様式及び第三号様式を次のように改める。

第2号様式 (第7条関係)

年 月 日

殿

青森県知事



林業・木材産業改善資金貸付決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた林業・木材産業改善資金の貸付けについて、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

連 帯 保 証 人	
連 帯 債 務 者	

資 金 の 内 容	
資 金 の 使 途	

貸 付 金 額	貸付決定年月日	貸付決定番号
千円	年 月 日	

償 還 方 法	償 還 期 日		償 還 金 額	摘 要
	第 1 回	年 月 日	千円	
	第 2 回	年 月 日	千円	
	第 3 回	年 月 日	千円	
	第 4 回	年 月 日	千円	
	第 5 回	年 月 日	千円	
	第 6 回	年 月 日	千円	
	第 7 回	年 月 日	千円	
	第 8 回	年 月 日	千円	
	第 9 回	年 月 日	千円	
	第 10 回	年 月 日	千円	
	第 11 回	年 月 日	千円	
	第 12 回	年 月 日	千円	
	第 13 回	年 月 日	千円	
	第 14 回	年 月 日	千円	
	第 15 回	年 月 日	千円	
計		千円		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第3号様式 (第9条関係)
(表)

収 入 印 紙
添 付 欄

林業・木材産業改善資金借用証書

貸付決定年月日	年 月 日
貸付決定番号	

1 借受条件等

借 入 金 額	千円
資 金 の 内 容	
資 金 の 使 途	
利 率	無利子

2 償還計画

償 還 方 法	償 還 期 日		償 還 金 額	摘 要
	第1回	年 月 日	千円	
	第2回	年 月 日	千円	
	第3回	年 月 日	千円	
	第4回	年 月 日	千円	
	第5回	年 月 日	千円	
	第6回	年 月 日	千円	
	第7回	年 月 日	千円	
	第8回	年 月 日	千円	
	第9回	年 月 日	千円	
	第10回	年 月 日	千円	
	第11回	年 月 日	千円	
	第12回	年 月 日	千円	
	第13回	年 月 日	千円	
	第14回	年 月 日	千円	
	第15回	年 月 日	千円	
計		千円		

上記のとおり林業・木材産業改善資金を借用しました。については、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則及び裏面の特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に遅滞なく実行することを確約します。

年 月 日

青森県知事 殿

住所 借受者 氏名 (印)	住所 借受者 氏名 (印)
住所 同上 氏名 (印)	住所 同上 氏名 (印)
住所 同上 氏名 (印)	住所 同上 氏名 (印)

連帯保証人は、上記資金の借受けにつき、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則及び裏面の特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務の弁済の責めに任じます。

住所 連 帯 保証人 氏 名 (印)	住所 連 帯 保証人 氏 名 (印)
同 上 氏 名 (印)	同 上 氏 名 (印)
同 上 氏 名 (印)	同 上 氏 名 (印)

注1 借受者及び連帯保証人が押印する印鑑は、印鑑登録済のものとし、かつ、印鑑証明書を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(裏)

青森県林業・木材産業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、青森県(以下「甲」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借入金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は借入後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 乙が償還金の支払を怠ったとき。
- (3) 乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申立て、申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (4) 乙につき仮差押え、差押え若しくは競売の申立てがあつたとき、又は破産、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあつたとき。
- (5) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき、又は清算に入つたとき。
- (6) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (7) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限内に弁済しなかつたとき。
- (8) この借入金により改良、造成又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
- (9) 乙が青森県林業・木材産業改善資金貸付規則及びこの契約に基づく義務の履行を怠ったとき。
- (10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第2条 乙は、償還期限にかかわらず、借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(報告)

第3条 乙は、事業完了後30日以内に甲に対し、事業完了報告書を提出する。なお、共同で借り受けた場合には、事業完了報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印する。

- 2 乙は、この資金の貸付けの対象事業の遂行が困難となつた場合又は対象事業を変更し、中止し、若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。
- 3 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告する。
- 4 乙は、次に掲げる場合には、遅滞なく甲に報告する。
 - (1) 乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙、乙の連帯保証人(以下「丙」という。)若しくは乙の物上保証人(乙以外の者であつて、別に締結する担保権設定契約に基づき、この借入金債務の担保を提供したものをいう。以下「丁」という。)に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合
 - (2) 丙又は丁の資産又は事業の状況に著しい変動を生じ、又は生じるおそれのある場合

(調査)

第4条 乙は、甲の職員が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便益を提供する。

- 2 乙及び丁は、甲の職員が、担保物件への立入り等により、これを調査することを承認する。

(弁済充当の指定権)

第5条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。

(違約金)

第6条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかつた場合又は甲の指定する支払期日に第1条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

- 2 乙は、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第17条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつた場合においても、前項の規定による延滞に係る違約金を支払う。
- 3 乙は、第1条第1号、第3号又は第9号の規定により貸付金の期限前償還の請求を受けた場合において、これらの規定に該当することについて乙の故意が認められるときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の金額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払う。

(連帯保証人)

第7条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき、乙と連帯し、乙と丙との間の契約のいかんにかかわらず、履行の責めを負う。

- 2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。
- 3 甲は、連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これを変更する。

(担保の提供)

第8条 乙又は丁は、別に締結する担保権設定契約に基づき、甲の指定した資産を借入金債務の担保として提供する。

(担保の保全)

第9条 乙又は丁は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他人に譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしない。

2 乙又は丁は、担保として提供した自己の資産の価額が滅失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従う。

(担保の追加)

第10条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。

2 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これを変更する。

(法定代位者の変動等)

第11条 乙、丙又は丁は、甲が他の連帯債務者若しくは連帯保証人を変更し、若しくはその債務の免除を行い、又は物上保証人を変更し、若しくはその担保の変更を行つても異議を申し立てない。

2 丙又は丁は、甲乙間で償還期限又は据置期限の変更を行つても異議を申し立てない。

(法定代位者が弁済した場合の求償制限)

第12条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の全額の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

(担保の処分)

第13条 乙又は丁は、甲が、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売得金から諸費用を差し引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお、残債務がある場合は、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。

(管轄裁判所)

第14条 この契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

振込口座記号「第11条関係」や「第10条関係」及び「林業改善資金貸付変更承認申請書」や「林業・木材産業改善資金貸付変更承認申請書」及び「林業改善資金(資金)」や「林業・木材産業改善資金」及び「事業計画書」や「林業・木材産業改善措置に関する計画」及び「青森県林業改善資金貸付規則第11条」や「青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第10条」及びNo。
振込口座記号「第12条関係」や「第11条関係」及び「林業改善資金借受事業完了報告書」や「林業・木材産業改善資金借受事業完了報告書」及び「林業改善資金(林業生産高度化資金、新林業部門導入資金、林業労働福祉施設資金、青年林業者等養成確保資金)」や「林業・木材産業改善資金」及び

貸付決定年月日	貸付決定番号	資金借受年月日	資金種目 (細目)	借受金額
年 月 日	第 号	年 月 日		千円

を

貸付決定年月日	貸付決定番号	資金借受年月日	借受金額
年 月 日		年 月 日	千円

に改める。

第六号様式を次のように改める。

第6号様式 (第14条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

借受者 住 所

氏名又は名称
及び代表者氏名



林業・木材産業改善資金繰上償還申出書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知を受けた林業・木材産業改善資金について、繰上償還したいので、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第14条の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

1 繰上償還額 _____ 千円

2 借り受けている資金

貸付決定年月日	貸付決定番号	借 受 金 額	既 償 還 額	借 受 残 高
年 月 日		千円	千円	千円

3 繰上償還方法

- (1) 借受残額一括償還
- (2) 借受残額一部繰上償還
(内訳)

4 繰上償還理由

--

5 償還計画

(変更前)

償還期間		据置期間	償還方法	
年		年		
回	償還期日	償還金額	残高	
1	年 月 日	千円	千円	
2	年 月 日	千円	千円	
3	年 月 日	千円	千円	
4	年 月 日	千円	千円	
5	年 月 日	千円	千円	
6	年 月 日	千円	千円	
7	年 月 日	千円	千円	
8	年 月 日	千円	千円	
9	年 月 日	千円	千円	
10	年 月 日	千円	千円	
11	年 月 日	千円	千円	
12	年 月 日	千円	千円	
13	年 月 日	千円	千円	
14	年 月 日	千円	千円	
15	年 月 日	千円	千円	

(変更後)

償還期間		据置期間	償還方法	
年		年		
回	償還期日	償還金額	残高	
1	年 月 日	千円	千円	
2	年 月 日	千円	千円	
3	年 月 日	千円	千円	
4	年 月 日	千円	千円	
5	年 月 日	千円	千円	
6	年 月 日	千円	千円	
7	年 月 日	千円	千円	
8	年 月 日	千円	千円	
9	年 月 日	千円	千円	
10	年 月 日	千円	千円	
11	年 月 日	千円	千円	
12	年 月 日	千円	千円	
13	年 月 日	千円	千円	
14	年 月 日	千円	千円	
15	年 月 日	千円	千円	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第七号様在中「第19条関係」や「第18条関係」に「林業改善資金支払猶予申請書」や「林業・木材産業改善資金支払猶予申請書」に「林業改善資金（資金）」や「林業・木材産業改善資金」に「青森県林業改善資金貸付規則第19条」や「青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第18条」に

資 金 の 種 類	
借受者の氏名又は名称	

を

借受者の氏名又は名称	
------------	--

に改め。

第八号様在中「第20条関係」や「第19条関係」に「林業改善資金支払猶予決定通知書」や「林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書」に「林業改善資金（資金）」や「林業・木材産業改善資金」に「青森県林業改善資金貸付規則第20条」や「青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第19条」に「通知する」や「通知します」に

資 金 の 種 類	
借受者の氏名又は名称	

を

借受者の氏名又は名称	
------------	--

に改め。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
 - この規則の施行の日前に改正前の青森県林業改善資金貸付規則の規定により貸し付けている林業改善資金については、なお従前の例による。
- ~~~~~
- 青森県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八十四号

青森県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

青森県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則（昭和三十六年十二月青森県規則第百三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三条第一項第二十九号」を「第三条第一項第二十八号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第八百四号

昭和五十一年十二月二十五日青森県告示第九百八十三号（青森県林業改善資金貸付基準）は、廃止する。

平成十五年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市古川一丁目一七番五号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭